

**よさこい高知文化祭2026開会式・閉会式実施計画書策定等委託業務
プロポーザル企画提案書作成要領**

1 提出書類

提出書類、様式及び提出部数を次表に示します。

提出書類	提出部数	様式
企画提案書	15部	任意 ※
業務実施スケジュール	15部	任意
業務受託見積書	正本1部、副本14部	任意
大会概算費用見積書	正本1部、副本14部	任意
共同企業体協定書（写） 《案でも可》	写し15部	任意

※ 企画提案書を記録した電子媒体(CD又はDVD)1枚も併せて提出すること。

また、県が推進する施策への取組がある場合には、下記を提出すること。

県が推進する施策	提出部数	提出書類
高知県ワークライフバランス推進企業の認証	写し1部	高知県ワークライフバランス推進企業認定書
くるみん、えるぼしの認証	写し1部	基準適合一般事業主認定通知書又は基準適合認定一般事業主認定通知書
障害者の雇用促進	写し1部	直近の障害者雇用状況報告書又は障害者雇用誓約書
環境マネジメントシステムの認証	写し1部	環境マネジメントシステム登録証又はエコアクション21認定・登録証
こうちSDGs推進企業の登録	写し1部	こうちSDGs推進企業登録証

※障害者の雇用については、法定雇用率制度の適用がある場合は、直近の障害者雇用状況報告書の写し(公共職業安定所の受付印のあるもの)を提出すること。

※法定雇用率制度の適用がない場合は、障害者雇用誓約書(様式は特に定めはないが、建設工事競争入札参加資格申請時の様式として定めている「障害者を雇用している旨の誓約書」等を参考にすること。)を提出すること。

2 提出方法

持参又は郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)

持参の場合は、高知県庁閉庁日を除く平日の午前9時から午後5時まで受け付けます。

3 提出期限

令和6年6月5日（水）午後5時必着

4 提出先

〒780-0870 高知市本町4丁目1-35（高知県自治会館4階）

高知県文化生活部国民文化祭課内

よさこい高知文化祭2026高知県実行委員会事務局 溝淵・桑名

TEL：088-821-9451 FAX：088-821-9453

5 受理の通知

提出いただいた書類が期限までに到着し受け付けられたときは、提案者に対して書類が到着したことをお知らせする電子メールを送信します。

6 企画提案のポイント

(1) 企画提案書

基本構想（案）に基づき、次の①～⑧の事項について提案すること。また、開会式・閉会式実施計画書策定業務に係る提案と併せ、広報計画、令和7年度に開催される「ながさきピース文化祭2025」の閉会式で実施される次期開催県アトラクションの計画及び上映映像撮影業務に係る提案も盛り込むこと。

- ①開会式・閉会式におけるテーマ・コンセプト、イメージ
- ②高知県らしい魅力や工夫が伝わる構成や展開方法（開会式・閉会式、次期開催県アトラクション共通）
- ③行幸啓行事にふさわしい開会式としての構成や展開方法
- ④県民の気運醸成を図ることを含めた、県内外への効果的な広報手法、その構成や展開方法
- ⑤県内外からの招待者をもてなす方策、その構成や展開方法
- ⑥国民文化祭と全国障害者芸術・文化祭の一体開催の意義を踏まえた障害者に配慮した構成や展開方法
- ⑦大会運営にあたってのリスク管理方策
- ⑧コスト縮減方策

(2) 業務実施スケジュール

本業務の特徴等を踏まえ、実施計画書策定業務、広報計画、令和7年度に開催される「ながさきピース文化祭2025」の閉会式で実施される次期開催県アトラクションの計画及び上映映像撮影業務に係るスケジュール、作業工程等を記載すること。

(3) 業務受託見積書

本業務を履行するための経費を算出し、見積書を提出すること。様式は特に定めないが、企画提案内容を実現するための経費については、仕様書の業務内容を基に、各項目ごとの詳細が分かるようにすべて見積書に記載すること。

7 企画提案書作成上の留意事項

- (1) 企画提案書は1者1提案までとします。
- (2) 企画提案書の規格
 - ア A4、横書き、左綴じ50ページ以内（表紙を含む）とすること。
 - イ A3を使用する場合には、折り込みとし、2ページとしてカウントすること。
 - ウ 文字サイズは12ポイント以上とすること。
 - エ 言語は日本語、通貨は日本円、単位は計量法の法定計量単位によるものとすること。

8 企画提案にあたっての留意事項

- (1) 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めません。
- (2) 提出された企画提案書が次のいずれかに該当するときは無効となる場合があります。
 - ア 企画提案書等の提出が期限に遅れた場合
 - イ 提出された書類に虚偽の内容が記載されている場合
 - ウ 審査結果に影響を与えるような不適切な行為が認められた場合
 - エ 企画提案書の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しない場合
 - カ その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき
- (3) 著作権・特許権等
企画提案書等の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いたことにより生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。